

市税を一時に納付できない方のために 猶予制度があります

1 猶予制度の概要

火災、風水害などの災害や盗難の被害に遭うなど一定の事由に該当する方で、市税を一時に納付することが困難なときは、申請に基づき、以下の地方税法上の猶予制度をご利用いただける場合があります。

徴収猶予

次の①～④の要件の全てに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り分割納付又は猶予後の一括納付が認められる場合があります。

① 次のア～カのいずれかに該当する事実があること

- ア 納税者の財産につき震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったとき
- イ 納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき
- ウ 納税者がその事業を廃止し、又は休止したとき
- エ 納税者がその事業につき著しい損失を受けたとき
- オ 上記ア～エのいずれかに該当する事実に類する事実があったとき
- カ 賦課決定処分等の遅れにより、法定納期限から1年を経過した日以後に納税額が確定したとき

② 猶予該当事実に基づき、納税者がその納付すべき市税を一時に納付することができないと認められること

③ 申請書（添付書類を含む。）が提出されていること

④ 原則として担保の提供があること

換価の猶予

次の①～⑤の要件の全てに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り換価（財産の差押・売却）を猶予のうえ分割納付が認められる場合があります。

① 市税を一時に納付することにより、生活維持や事業継続を困難にするおそれがあると認められること

② 納税について誠実な意思を有すると認められること

③ 猶予を受けようとする市税以外の市税の滞納がないこと

④ 猶予を受けようとする市税の納期限から6か月以内に申請書（添付書類を含む。）が提出されていること

⑤ 原則として担保の提供があること

■ 上記の猶予が認められると、猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。

2 猶予の申請手続き等

(1) 提出する書類

猶予の申請をする場合は、以下の書類を提出する必要があります。

- ・ 徴収猶予申請書 又は 換価猶予申請書
- ・ 災害などの事実を証するに足りる書類（徴収猶予の場合のみ）
- ・ 財産収支状況書（猶予を受けようとする税額が100万円を超える場合は「財産目録」及び「収支の明細書」各1部）
- ・ 担保提供に関する書類

(2) 担保の提供

猶予の申請をする場合は、以下のいずれかに該当する場合を除いて、原則として猶予を受けようとする税額に相当する担保を提供する必要があります。

- ・ 猶予を受ける金額が100万円以下である場合
- ・ 猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ・ 担保として提供できる財産がないといった事情がある場合

(3) 猶予の許可又は不許可

申請書類の内容を精査した後、猶予の許可又は不許可を書面で通知します。

3 猶予の期間

猶予を受けることができる期間は1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税を完納することができる期間に限られます。

※ 猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、猶予期間の延長が認められる場合があります。（当初の猶予期間と合わせて最長2年）

4 猶予の取消し

以下の場合に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

- ・ 猶予承認通知書に記載された分割納付計画のとおりの納付がないとき
- ・ 猶予を受けている市税以外に新たに納付すべきこととなった市税が滞納となったとき

■ 猶予が取り消されると未納の市税を一括して納付していただくこととなります。取り消された後に一括納付されない場合は、法の規定により滞納処分（財産の差押え等）を執行することとなります。

問い合わせ・申請先

東区役所納税課
博多区役所納税課
中央区役所納税課
南区役所納税課

Tel645-1022
Tel419-1023
Tel718-1028
Tel559-5169

城南区役所納税課
早良区役所納税課
西区役所納税課
財政局特別滞納整理課

* 市外局番：092
Tel833-4026
Tel833-4317
Tel895-7014
Tel292-3124